

森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用

平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知
最終改正 平成29年3月31日付け28林整森第329号林野庁長官通知

第1 「森林経営計画作成促進」に対する支援

1 対象森林

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第4の1の(2)のオの「他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林」については、平成21年3月31日付け20林政経第265号林野庁長官通知による改正前の低コスト木材供給体制整備事業実施要領（平成19年3月30日付け18林政経第218号林野庁長官通知）の第3の1の(1)のウの(ウ)に定める伐採可能森林の調査等が既に実施された森林とする。

2 支援の実施

(1) 対象行為

実施要領第4の2の(2)の地域活動の具体的内容については次の表のとおりとする。

地域活動	具体的内容
(ア) 森林の情報の収集	森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類や現地踏査により、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定その他森林経営計画作成に必要な森林情報の収集
(イ) 森林調査	施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査
(ウ) 合意形成活動	森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、森林経営計

	画案、施業提案書等説明資料の作成、長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動
(エ) 森林の位置情報の確認	不在村森林所有者に対する合意形成活動に伴うGPSを活用した境界の測量情報の整理・保存、都道府県、市町村への情報提供等

(2) 協定

ア 協定

- (ア) 実施要領第4の2の(3)のアの(ア)の「目的」については、市町村長と交付対象者が協定を締結する目的について記載する。
- (イ) 実施要領第4の2の(3)のアの(イ)の「協定の対象とする森林」については、市町村長と協定を締結した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在、森林簿等の面積等を記載する。
- (ウ) 実施要領第4の2の(3)のアの(ウ)の「交付金の交付の要件等」については、市町村長は、協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付することを記載する。その他実施要領第4及び本運用第1の規定に基づく旨を記載する。
- (エ) 実施要領第4の2の(3)のアの(エ)の「協定の全部又は一部の廃止又は変更の方法」については、交付対象者が協定の全部又は一部の廃止又は変更をしようとする場合の手続を記載する。
- (オ) 実施要領第4の2の(3)のアの(オ)の「その他協定の実施に必要な事項」については、交付対象者は、地域活動の実施状況を示す出役簿、作業日誌等の書類、対象行為の実施状況を撮影した写真、対象行為に要した経費を証する書類等を整備することを記載する。その他、地域活動の推進や交付金の交付に当たって市町村長と交付対象者が特に定めておくべき事項がある場合は、その内容を記載する。

イ 附属書類

実施要領第4の2の(3)のアの協定には、次の(ア)及び(イ)を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を付するものとする。

- (ア) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定に基づき作成された森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面

- (イ) (ア)の交付対象者が地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施
予定時期
- (3) 対象行為の実施結果を踏まえた報告書の提出
実施要領第4の2の(4)の対象行為の実施結果を踏まえた報告書の提出については、市町村長が定めた期日までに、別紙様式第1の報告書により行うものとする。
- (4) 対象行為の実施結果の確認
ア 市町村長は、実施要領第4の2の(5)の対象行為の実施結果の確認については、同2の(4)に基づき提出された報告書の書類審査により確認する。
イ 協定に定められた地域活動の実施結果の確認方法については、別記1のとおりとする。
ウ アの確認は、原則として、報告書が提出された年度と同年度内に行うものとする。
- (5) 報告書の提供等
ア 市町村長は、実施要領第4の2の(7)のイの(イ)に係る森林の情報についての、市町村長と同2の(3)の協定を締結して森林経営計画を策定する者、又は森林施業の集約化に取り組む者に対して、調査結果を提供することができるものとする。
イ 実施要領第4の2の(6)について、市町村長は、同2の(4)に基づき提出された報告書のうち、同2の(7)のイの(イ)に係る対象森林につき、森林経営計画が策定されたと認める場合には、当該報告書の提供を行わないものとする。
- (6) 交付単価の適用
ア 実施要領第4の2の(7)のウの(ア)の表中の経営委託とは、森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林等であって、計画期間内に間伐を実施するもの（ただし、計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られているものに限る。）をいう。
イ 実施要領第4の2の(7)のウの(ア)の表中に定める共同計画等とは、実施要領第4の2の(7)のイのうち、ア以外の森林のことをいう。
ウ 実施要領第4の2の(7)のウの(イ)及び(ウ)の加算措置の対象となる不在村森林所有者とは、居住地が、対象森林が所在する市町村と異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね2時間以上を要する森林の所有者とする。

(7) 交付金の返還等

ア 交付金の返還

(ア) 協定を廃止した場合の措置

市町村長は、交付対象者の申出により協定の全部又は一部が廃止された場合にあつては、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。

(イ) 協定違反となる場合の措置

市町村長は、実施要領第4の2の(4)の対象行為の実施結果を踏まえた報告書について虚偽の報告をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。

(ウ) 森林経営計画が策定されなかった場合の措置

市町村長は、実施要領第4の2の(7)のイの(ア)の森林について、原則として報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合においては、当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。

(エ) 森林経営計画に基づく施業が実施されなかった場合の措置

市町村長は、実施要領第4の2の(7)のイの(ア)の森林において、作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合においては、当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。

イ 返還の免責事由

市町村長は、次に掲げる場合には、交付金の返還を免除することができる。

(ア) アの(ア)において、対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合であつて、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合

(イ) アの(ア)において、対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（実施要領第4の2の(1)の交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）

(ウ) アの(ア)において、交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合

(エ) アの(ア)において、自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合

(オ) アの(ウ)において、自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画が策定されなかった場合

(カ) アの(エ)において、自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により、森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合

ウ 返還の手続

- (ア) 市町村長は、アの(ア)の協定の全部又は一部を廃止した場合、アの(イ)の協定違反となる場合又はアの(ウ)の森林経営計画が策定されなかった場合又はアの(エ)の森林経営計画に基づく施業が実施されなかった場合には、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めることとする。
- (イ) 市町村は、返還された交付額のうち都道府県から交付された額を都道府県に返還するものとする。
- (ウ) 都道府県は、返還された交付額のうち国から交付された額を国に返還するものとする。(平成27年4月9日以降に国から交付された本交付金に限る。)

第2 「施業集約化の促進」に対する支援

1 対象森林

実施要領第5の1の(2)のアの(カ)及び第5の1の(2)のイの(カ)の「他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林」については、平成21年3月31日付け20林政経第265号林野庁長官通知による改正前の低コスト木材供給体制整備事業実施要領の第3の1の(1)のウの(ウ)に定める伐採可能森林の調査等が既に実施された森林とする。

2 支援の実施

(1) 対象行為

実施要領第5の2の(2)の地域活動の具体的内容については次の表のとおりとする。

地域活動	具体的内容
(ア) 森林調査	施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査
(イ) 合意形成活動	森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、施業提案書等説明資料の作成その他計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動

(2) 協定

ア 協定

- (ア) 実施要領第5の2の(3)のアの(ア)の「目的」については、市町村長と交付対象者が協定を締結する目的について記載する。
- (イ) 実施要領第5の2の(3)のアの(イ)の「対象森林に係る森林経営計画、特定間伐等促進計画、集約化実施計画、森林共同施業団地」については、対象森林にかかる森林経営計画、特定間伐等促進計画、集約化実施計画の認定番号等を記載し、対象となる森林経営計画、特定間伐等促進計画、集約化実施計画、森林共同施業団地を明らかにする。
- (ウ) 実施要領第5の2の(3)のアの(ウ)の「協定の対象とする森林」については、市町村長と協定を締結した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在、林齢、森林簿等の面積等を記載する。
- (エ) 実施要領第5の2の(3)のアの(エ)の「交付金の交付の要件等」については、市町村長は、協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付することを記載する。その他、実施要領第5の2及び本運用第2の規定に基づく旨を記載する。
- (オ) 実施要領第5の2の(3)のアの(オ)の「協定の全部又は一部の廃止又は変更の方法」については、交付対象者が協定の全部又は一部の廃止又は変更をしようとする場合の手続きを記載する。
- (カ) 実施要領第5の2の(3)のアの(カ)の「その他協定の実施に必要な事項」については、交付対象者は地域活動の実施状況を示す出役簿、作業日誌等の書類、対象行為の実施状況を撮影した写真、地域活動に要した経費を証する書類等を整備することを記載する。その他、地域活動の推進や交付金の交付に当たって市町村長と交付対象者が特に定めておくべき事項がある場合には、その内容を記載する。

イ 附属書類

実施要領第5の2の(3)のアの協定には、次の(ア)及び(イ)までを内容とする地域活動の実施計画書を付するものとする。

- (ア) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定に基づき作成された森林計画図等を基に作成した、交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面
- (イ) (ア)の交付対象者が地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期

(3) 対象行為の実施結果を踏まえた報告書の提出等

実施要領第5の2の(4)の対象行為の実施結果を踏まえた報告書の提出については、市町村長が定めた期日までに、別紙様式第2の報告書により行うも

のとする。

(4) 対象行為の実施結果の確認

ア 市町村長は、実施要領第5の2の(5)の対象行為の実施結果の確認については、同要領第5の2の(4)に基づき提出された報告書の書類審査により確認する。

イ 協定に定められた地域活動の実施結果の確認方法については、別記1のとおりとする。

ウ アの確認は、原則として、報告書が提出された年度と同年度内に行うものとする。

(5) 報告書の提供

ア 市町村長は、実施要領第5の2の(7)のイの(i)に係る森林について、市町村長と同2の(3)の協定を締結した者又は間伐等の施業を実施する者に対して、調査結果を提供することができるものとする。

イ 実施要領第5の2の(6)について、同2の(4)に基づき提出された報告書のうち、同2の(7)のイの(i)に係る対象森林について、間伐等の施業が実施されたと認められる場合には、当該報告書の提供を行わないものとする。

(6) 交付単価の適用

ア 実施要領第5の2の(7)のイの(ア)及び(i)に定める間伐等とは、次の(ア)及び(i)の条件を満たす作業をいう。

(ア) 搬出材積を施行面積当たり平均10m³/ha以上として実施する、次の i 又は ii の作業であること

i 適正な密度管理を目的として12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における林分密度を概ね5割上回る森林又は立木の収量比数が概ね100分の95以上の森林又は市町村森林整備計画（森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画をいう。以下同じ。）に規定される標準伐期齢の2倍の林齢以下の森林（森林経営計画に基づいて行う場合に限る。）についてはこの限りではない。）の林分で行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、搬出集積

ii 長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理、優良な育成複層林の造成、針葉樹人工林における針広混交林化若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のために適正な更新を目的として18齢級以下（ただし、市町村森林整備計画に規定される標準伐期齢の2倍の林齢以下の森林（森林経営計画に基づいて行う場合に限る。）の森林についてはこの限りではない。）の林分（長期育成循環施業による場合は10齢級以上の場合に限る。）で行う不用

木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らし

- (イ) 一森林経営計画又は一集約化実施計画当たりの施業の実施面積が5ha/年以上であるもの（森林共同施業団地対象民有林で実施される場合であって、一森林共同施業団地当たりの施行面積が2.5ha/年以上であり、かつ、森林共同施業団地対象民有林で実施される間伐又は更新伐の施行面積とこれらと一体的に実施されると認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施業の実施面積の合計が5ha/年以上であるもの）

(7) 交付金の返還等

ア 交付金の返還

(ア) 協定を廃止した場合の措置

市町村長は、交付対象者の申出により協定の全部又は一部が廃止された場合にあつては、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。

(イ) 協定違反となる場合の措置

市町村長は、交付対象者が実施要領第5の2の(4)の対象行為の実施結果を踏まえた報告書について虚偽の報告をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。

(ウ) 間伐等の施業が実施されなかった場合の措置

i 実施要領第5の2の(8)の「間伐等の施業」とは、第2の2の(6)のアに規定する施業種とする。

ii 市町村長は、実施要領第5の2の(7)のイの(ア)の森林について、原則として報告書の提出の翌年度までに間伐等の施業が実施されなかった場合は、当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。

イ 返還の免責事由

市町村長は、次に掲げる場合には、交付金の返還を免除することができる。

- (ア) アの(ア)において、対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合であつて、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合

- (イ) アの(ア)において、対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（実施要領第5の2の(1)の交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）

- (ウ) アの(ア)において、交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合

(エ) アの(ア)において、自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合

(オ) アの(ウ)において、自然災害その他やむを得ない理由により間伐等の施業が実施されなかったと認められる場合

ウ 返還の手続

(ア) 市町村長は、アの(ア)の協定の全部又は一部を廃止した場合、アの(イ)の協定違反となる場合、又はアの(ウ)の間伐等の施業が実施されなかった場合には、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めることとする。

(イ) 市町村は、返還された交付額のうち都道府県から交付された額を都道府県に返還するものとする。

(ウ) 都道府県は、返還された交付額のうち国から交付された額を国に返還するものとする（平成27年4月9日以降に国から交付された本交付金に限る。）。

第3 「森林境界の明確化」に対する支援

1 支援の実施

(1) 対象行為

実施要領第6の2の(2)の地域活動の具体的内容については次の表のとおりとする。

地 域 活 動	具 体 的 内 容
森林境界の確認	森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類により、区域の面積、森林所有者、境界の状況、その他境界の確認に必要な森林情報の収集 境界が不明瞭な森林で行う境界の確認 地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報提供等
森林境界の測量	森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類により、区域の面積、森林所有者、境界の状況、その他境界の測量に必要な森林情報の収集 境界が不明瞭な森林で行う境界の確認 境界が不明瞭な森林で行う境界の測量 地域活動により得られた情報の整理・保存、市

	町村への情報提供等
不在村森林所有者の現地立会	不在村森林所有者による現地立会

2 協定

(1) 協定

ア 実施要領第6の2の(3)のアの(ア)の「目的」については、市町村長と交付対象者が協定を締結する目的について記載する。

イ 実施要領第6の2の(3)のアの(イ)の「協定の対象とする森林」については、市町村長と協定を締結した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在、森林簿等の面積等を記載する。

ウ 実施要領第6の2の(3)のアの(ウ)の「交付金の交付の要件等」については、市町村長は、協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付することを記載する。その他実施要領第6及び本運用第3の規定に基づく旨を記載する。

エ 実施要領第6の2の(3)のアの(エ)の「協定の全部又は一部を廃止又は変更の方法」については、交付対象者が協定の全部又は一部を廃止又は変更をしようとする場合の手続を記載する。

オ 実施要領第6の2の(3)のアの(オ)の「その他協定の実施に必要な事項」については、交付対象者は、地域活動の実施状況を示す出役簿、作業日誌等の書類、対象行為の実施状況を撮影した写真、対象行為に要した経費を証する書類等を整備することを記載する。その他、地域活動の推進や交付金の交付に当たって市町村長と交付対象者が特に定めておくべき事項がある場合は、その内容を記載する。

(2) 附属書類

実施要領第6の2の(3)のアの協定には、次のア及びイを内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を付するものとする。

ア 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定に基づき作成された森林計画図等を基に作成した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面

イ アの交付対象者が地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期

3 対象行為の実施結果を踏まえた報告書等の提出

実施要領第6の2の(4)の対象行為の実施結果を踏まえた報告書等の提出については、市町村長が定めた期日までに、別紙様式第3の報告書及び測量成果（電

子データ等による測量成果を含む。) により行うものとする。

4 対象行為の実施結果の確認

- (1) 市町村長は、実施要領第6の2の(5)の対象行為の実施結果の確認については、同2の(4)に基づき提出された報告書等の書類審査により確認する。
- (2) 協定に定められた地域活動の実施結果の確認方法については、別記1のとおりとする。
- (3) (1)の確認は、原則として、報告書等が提出された年度と同年度内に行うものとする。

5 報告書等の提供等

市町村長は、実施要領第6の2の(6)により提出された報告書等に係る森林の情報について、市町村長と実施要領第4の協定を締結して森林経営計画を策定する者、又は実施要領第5の協定を締結して森林施業の集約化に取り組む者に対して提供することができるものとする。

6 交付金の返還等

(1) 交付金の返還

ア 協定を廃止した場合の措置

市町村長は、交付対象者の申出により協定の全部又は一部が廃止された場合にあつては、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。

イ 協定違反となる場合の措置

市町村長は、実施要領第6の報告書について虚偽の報告をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。

(2) 返還の免責事由

市町村長は、次に掲げる場合には、交付金の返還を免除することができる。

ア (1)のアにおいて、対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合であつて、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合

イ (1)のアにおいて、対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（実施要領第6の2の(1)の交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）

ウ (1)のアにおいて、交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合

エ (1)のアにおいて、自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合

(3) 返還の手続

ア 市町村長は、(1)のアの協定の全部又は一部を廃止した場合又は(1)のイの協定違反となる場合には、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めることとする。

イ 市町村は、返還された交付額のうち都道府県から交付された額を都道府県に返還するものとする。

ウ 都道府県は、返還された交付額のうち国から交付された額を国に返還するものとする（平成27年4月9日以降に国から交付された本交付金に限る。）。

第4 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に対する支援

1 支援の実施

(1) 対象行為

実施要領第7の2の(2)の対象行為となる地域活動の具体的内容については次の表のとおりとする。

地 域 活 動	具 体 的 内 容
作業路網の改良活動	既設の作業道等の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留等の工法により改良し、丈夫で簡易な作業路網への転換を図る。

注) 実施要領第7の1の(1)の対象森林においては、森林内に立ち入って実施要領第4、第5又は第6に定める対象行為を実施する森林内に存する路網及び当該森林に到達するまでの路網における地域活動が対象となる。

2 協定

(1) 実施要領第7の2の(3)のアの「目的」については、市町村長と交付対象者が協定を締結する目的について記載する。

(2) 実施要領第7の2の(3)のイの「交付金の交付の要件等」については、市町村長は、協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付すること並びに実施要領第7の2及び本運用第4の規定に基づく旨を記載する。

3 対象行為の実施状況の報告書の提出等

実施要領第7の2の(4)の報告書の提出等は、市町村長が定めた期日までに、別紙様式第4の実施状況報告書により行うものとする。

4 対象行為の実施状況の確認

- (1) 市町村長は、実施要領第7の2の(5)のアの対象行為の実施状況及び地域活動に要した経費の確認については、3により報告された実施状況報告書の書類審査及び現地確認により確認する。
- (2) 市町村長は、(1)の確認を行うに当たっては、報告に係る対象行為において現地確認が必要となる対象行為の総件数のうち無作為に抽出するその10パーセントに相当する件数を除き、現地確認を省略することができる。
- (3) 協定に定められた地域活動の実施状況の確認方法については、対象行為ごとに別記1のとおりとする。
- (4) (1)の確認は、対象行為が実施された年度内に行うものとする。

5 交付金の返還等

(1) 交付金の返還

ア 協定に基づく地域活動を実施しなかった場合の措置

市町村長は、実施要領第4、第5又は第6の協定に基づく地域活動が協定の期間中に実施されなかった場合にあっては、交付した交付金を返還させるものとする。

イ 協定の全部又は一部を廃止した場合の措置

市町村長は、交付対象者の申出により実施要領第4、第5又は第6の協定の全部又は一部が廃止された場合にあっては対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。

ウ 協定を変更した場合の措置

市町村長は、積算基礎森林が減少し、協定が変更された場合にあっては当該減少した積算基礎森林について交付した交付金を返還させるものとする。

ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。

エ 協定違反となる場合の措置

市町村長は、交付対象者が森林経営計画又は特定間伐等促進計画（以下「森林経営計画等」という。）の認定の取消しを受けた場合にあっては、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。

オ 協定の期間終了後に森林経営計画等の取消し等があった場合の措置

市町村長は、協定の期間終了後に、協定に係る森林経営計画等の認定が取り消された場合、又は積算基礎森林が減少した場合（森林経営計画等の計画期間内に限る。）には、ウ又はエに準じて、交付した交付金を返還させるものとする。

(2) 返還の免責事由

市町村長は、次に掲げる場合には、交付金の返還を免除することができる。

ア (1)のイにおいて、対象森林内の全ての積算基礎森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合であって、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合

イ (1)のイにおいて、対象森林内の全ての積算基礎森林の森林所有者等が地方公共団体に変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合

ウ (1)のイにおいて、交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合

エ (1)のウにおいて、対象森林の転用に伴い、協定が変更された場合であって当該転用が公用又は公共用を目的としている場合

オ (1)のエの(ア)において、公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたために森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条に定める基準に適合しなくなったため、森林経営計画等の認定の取消しを受けた場合

カ (1)のオにおいて、対象森林に係る森林経営計画等の取消し又は積算基礎森林の減少が、公用又は公共用を目的とした転用による場合

(3) 返還の手続

ア 市町村長は、(1)のアからオに掲げるいずれかの場合に該当するときは、交付対象者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めることとする。

イ 市町村は、返還された交付額のうち都道府県から交付された額を都道府県に返還するものとする。

ウ 都道府県は、返還された交付額のうち国から交付された額を国に返還するものとする（平成27年4月9日以降に国から交付された本交付金に限る。）。

第5 推進事務

1 推進事務の内容

(1) 実施要領第8の1の(1)のウについては、推進事務の実施に必要な現地指導、現地調査等とする。

(2) 実施要領第8の1の(2)のアの(ア)「交付金の概要及び協定の締結に必要な事項」とは、実施要領第1から第7及び第9の内容とする。

(3) 実施要領第8の1の(2)のアの(ウ)については、推進事務の実施に必要な現地指導、現地調査等とする。

(4) 実施要領第8の1の(2)のイの(イ)のiiの確認野帳の様式は、別紙様式第5のとおりとする。

(5) 実施要領第8の1の(2)のイの(イ)のiiiの標示票の様式は、別紙様式第6のとおりとする。

- (6) 実施要領第8の1の(2)のイの(ウ)のiのaの通知書の様式は、別紙様式第7のとおりとする。
- (7) 実施要領第8の1の(2)のイの(ウ)のiiのbの立会いを求めることができるのは、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断される場合とする。
- (8) 実施要領第8の1の(2)のイの(ウ)のiiのcの標示票に記入する事項とは、現地確認日、交付の適否等とする。
- (9) 実施要領第8の1の(2)のウの支払調書の様式は、別紙様式第8のとおりとする。

2 実施の手続

- (1) 実施要領第8の2の(1)の森林整備地域活動支援交付金都道府県推進事務実施計画（以下「都道府県計画」という。）の様式は、別紙様式第9のとおりとする。
- (2) 実施要領第8の2の(2)の森林整備地域活動支援交付金市町村推進事務実施計画（以下「市町村計画」という。）の様式は、別紙様式第10のとおりとする。

3 対象となる経費等

- (1) 実施要領第8の1の対象となる経費は別記2のとおりとする。
- (2) 推進事務に要する経費について、実施要領第11により国から交付された交付金又は平成27年3月31日までに国から交付された交付金により造成された基金（以下「基金」という。）から充当できる範囲は実施要領第4から第7に要した交付金の合計額に2%を乗じた額（都道府県及び市町村で要する経費の合計）を基準とし、各年度の交付金の交付実績、説明会の開催回数や確認事務の実施量等を勘案し調整した額とする。

第6 交付金の会計経理

1 証拠書類の保管

市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。

- (1) 市町村
 - ア 予算書及び決算書
 - イ 都道府県知事に対して行った交付金及び推進事務費の交付申請から実績報告に至るまでの関係書類
 - ウ 協定書
 - エ その他交付金及び推進事務費に関する書類
- (2) 交付金の交付を受けた者
 - ア 協定書
 - イ 交付金の受け取りを示す受領書
 - ウ 対象行為の実施に係る経費を示す領収書

- エ 地域活動の実施状況を示す出役関係書類
- オ その他金銭の出納を示す帳簿

2 会計経理の適正化

交付金の交付を受けた者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- (1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- (2) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

第7 都道府県の基金

基金の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 都道府県は、基金の管理・運用等を条例で定めて行う。
- 2 都道府県における基金の経理は平成27年4月9日以降に国から交付された交付金と区分した上で、他の事業の経費と区分して行う。
- 3 都道府県は、基金の運用により生じた運用益を基金に繰り入れる。
- 4 都道府県は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）3の(4)のアに規定されている基準を準用し、使用する見込みが低い基金を国に納付するものとする。

第8 交付金の交付方法

- 1 国は、都道府県からの申請に基づき、実施要領第4の2の(7)のア、第5の2の(7)のア、第6の2の(7)のア、第7の2の(6)のアの交付額及び第8の1の(2)に要する経費の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。
- 2 都道府県は、交付金を交付する市町村からの申請に基づき、実施要領第4の2の(7)のア、第5の2の(7)のア、第6の2の(7)のア、第7の2の(6)のアの交付額及び第8の1の(2)に要する経費の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。
- 3 都道府県から交付金の交付を受けた市町村は、実施要領第4の2の(7)のア、第5の2の(7)のア、第6の2の(7)のア及び第7の2の(6)のアにより算出される交付額の範囲で、同要領第4の2の(5)、第5の2の(5)及び第6の2の(5)の対象行為の実施結果並びに第7の2の(5)の対象行為の実施状況の確認後、適正に対象行為が実施されていると認められる場合には交付対象者に交付金を交付する。

第9 交付金の交付実績の報告

実施要領第11の実績の報告は、次に定める方法により行う。

- 1 市町村長は、都道府県知事に別紙様式第11の森林整備地域活動支援交付金実績報告書を提出する。

2 都道府県知事は、市町村長からの報告をとりまとめの上、都道府県における推進事務の実績と併せ林野庁長官（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）に別紙様式第12の森林整備地域活動支援交付金実績報告書を提出する。

3 都道府県知事は、基金の執行状況について別紙様式第13の森林整備地域活動支援基金執行状況報告書を提出する。

なお、都道府県知事は、当該報告書の提出後、インターネットのウェブサイト等によりこれを公表するものとする。

第10 交付金交付決定前の着手

国から交付金の交付を受けて事業を実施する場合の事業の着手は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、都道府県知事は、あらかじめ、その理由を具体的に付して、別紙様式第14の森林整備地域活動支援交付金交付決定前着手届を国に提出することとする。

附則

森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成23年3月31日付け22林政経第262号農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要領に基づき、平成19年度から平成22年度までの間に締結された協定、森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成24年2月8日付け23林政経第293号農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要領に基づき、平成23年度に締結された協定及び森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成25年3月29日付け24林政経第320号農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要領に基づき、平成24年度に締結された協定の取扱いについては、森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用の一部改正について（平成25年3月29日付け24林政経第321号林野庁長官通知）による改正前の本運用によることとする。

ただし、平成19年度から22年度まで「施業実施区域の明確化作業」に対する支援を受けた森林、平成23年度に「作業路網の改良活動」に対する支援を受けた森林及び平成24年度に「作業路網の改良活動等」に対する支援を受けた森林において、交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴い、森林施業計画の認定の取り消し、又は積算基礎森林面積の減少が発生した場合は、交付金の返還を求めないものとする。

附則

1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

2 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成26年4月1日付け25林整森第285号農林水産事務次官依命通知）による改正前の森林整備地

域活動支援交付金実施要領に基づき平成25年度に締結された協定（平成24年度に締結され、かつ、平成25年度までに変更されたものを含む。）の取扱いについては、森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用の一部改正について（平成26年4月1日付け25林整森第286号林野庁長官通知）による改正前の本運用によることとする。

- 3 持続的森林経営確立総合対策実践事業実施要領（平成25年5月16日付け25林整森65号林野庁長官通知）は廃止する。
- 4 この通知により廃止された持続的森林経営確立総合対策実践事業実施要領に基づき交付された補助金に係る報告及び返還については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から適用する。
- 2 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成27年4月9日付け26林整森第225号農林水産事務次官依命通知）による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領に基づき平成26年度までに締結された協定（平成24年度に締結され、かつ、平成26年度までに変更されたものを含む。）については、なお従前の例によることとする。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成28年4月1日付け27林整森第216号農林水産事務次官依命通知）による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領に基づき平成27年度までに締結された協定については、なお従前の例によることとする。

附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 森林整備地域活動支援交付金実施要領の一部改正について（平成29年3月31日付け林整森第328号農林水産事務次官依命通知）による改正前の森林整備地域活動支援交付金実施要領に基づき平成28年度までに締結された協定については、なお従前の例によることとする。

(別記1)

対象行為の実施状況の確認について

対象行為に係る確認方法は、次に掲げるとおりとする。

対 象 行 為	確 認 方 法
森林経営計画作成促進	(書類審査) 対象行為の実施結果を踏まえた報告書で確認
施業集約化の促進	(書類審査) 対象行為の実施結果を踏まえた報告書で確認
森林境界の明確化	(書類審査) 対象行為の実施結果を踏まえた報告書等で確認
森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備	(現地検査) 路盤補強、排水施設や土留の設置などの改良活動状況等の現地確認 (書類審査) 対象行為の実施状況の報告書で確認

(別紙様式第1)

年 月 日

市 町 村 長 殿

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施結果報告書の提出について

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）の第4の2の(4)の規定に基づき、平成●年度の対象行為の実施結果について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成促進」実施結果報告書
- 2 同意書の写し（又は同意を確認出来る書類）
- 3 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 4 森林情報の収集活動結果（現況調査等をしたもの）

「森林経営計画作成促進」実施結果報告書

1 実施期間：平成 年 月 日 ～ 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 積算基礎森林面積

(1) 森林経営計画の合意形成が図られた森林一覧

ア 経営委託

森林の 所在地	所有者名	面積	加算措置		森林経営計画の策定 予定時期	備考
			現地立会 等	位置情報 の確認		
計						

イ 共同計画等

森林の 所在地	所有者名	面積	加算措置		森林経営計画の策 定予定時期	備考
			現地立会 等	位置情報 の確認		
計						

(2) 成果を提供する森林

森林の 所在地	所有者名	面積	加算措置		備考
			現地立会 等	位置情報 の確認	

計					

※ 「成果を提供する森林」とは、実施要領第4の2の(7)のイの(イ)に規定されている森林

※ 「加算措置」のうち「現地立会等」とは、実施要領第4の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算を適用した森林面積、「位置情報の確認」とは、実施要領第4の2の(7)のウの(ウ)の表に定める交付単価の加算を適用した森林面積

※ 「(2) 成果を提供する森林一覧」の備考欄には、森林経営計画を作成することの合意が得られなかった理由について簡潔に記載すること

4 対象森林等位置図

No.

	対象森林
	計画作成の合意形成が図られた森林
	成果を提供する森林
	間伐を実施する森林
	不在村森林所有者に係る合意形成が行われた森林
	不在村森林所有者に係る所有森林の位置情報の確認が行われた森林

5 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

注1：「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載して下さい。
 注2：「対象行為の具体的内容」には、「森林情報の収集」、「森林所有者との打合せ」等を記載して下さい。

6 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	

--

活動 番号	日付
活動内容	

--

(別紙様式第2)

年 月 日

市 町 村 長 殿

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施結果報告書の提出について

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第5の2の(4)の規定に基づき、平成 年度の対象行為の実施結果について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「施業集約化の促進」実施結果報告書
- 2 同意書の写し（又は同意を確認できる書類）
- 3 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 4 森林情報の収集活動結果（森林内に立ち入って現況調査等をしたもの）

「施業集約化の促進」実施結果報告書

1 実施期間 : 平成 年 月 日 ~ 月 日

2 実施者名 : ○○○○ (協定の代表者)

3 積算基礎森林面積

(1) 集約化施業の実施への合意が得られた森林一覧

番号	森林の所在地	所有者名	集約化施業の実施への合意が得られた森林			備考
			面積 (ha)	搬出見込材積 (m3)	施業予定時期	
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(2) 成果を提供する森林

番号	森林の所在地	所有者名	成果を提供する森林		備考
			面積 (ha)	搬出見込材積 (m3)	
1					
2					
3					
4					
5					
計					

※「成果を提供する森林」とは、実施要領第5の2の(7)のイの(i)に規定されている森林

※「森林共同施業団地対象民有林」において地域活動を実施した場合にあっては、民有林において実施する施行面積とこれらと一体的に実施すると認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施業の実施面積の合計を備考欄に記載すること

※「(2) 成果を提供する森林一覧」の備考欄には、間伐等を実施出来なかった理由について簡潔に記載すること

4 対象森林等位置図

No.

	森林経営計画作成又は特定間伐等促進計画対象森林
	集約化実施計画対象森林
	森林共同施業団地対象民有林
	間伐等を実施する森林
	成果を提供する森林

5 対象行為等実施状況

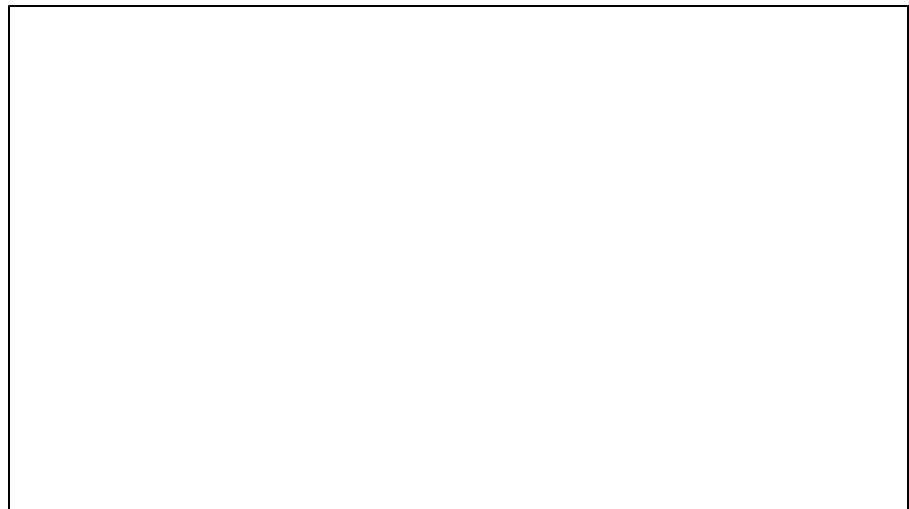
番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

注1：「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載して下さい。

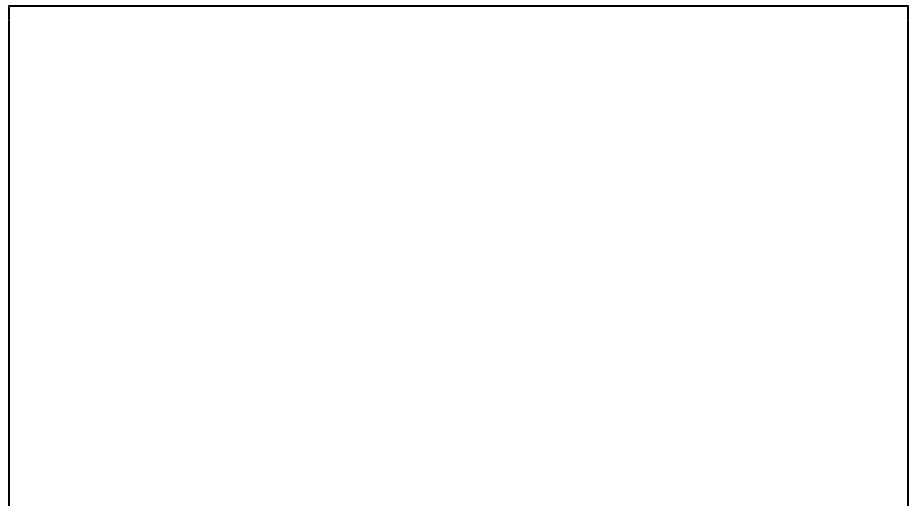
注2：「対象行為の具体的内容」には、「伐採木の調査」、「森林所有者との打合せ」等を記載して下さい。

6 地域活動状況写真整理帳

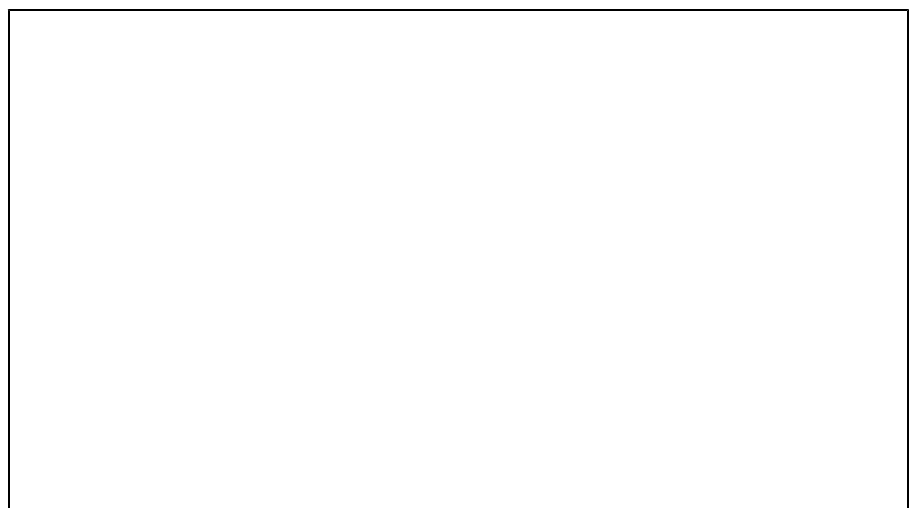
活動 番号	日付
活動内容	



活動 番号	日付
活動内容	



活動 番号	日付
活動内容	



(別紙様式第3)

年 月 日

市 町 村 長 殿

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施結果報告書の提出について

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(4)の規定に基づき、平成 年度の対象行為の実施結果について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林境界の明確化」実施結果報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 3 測量成果（電子データ等）

「森林境界の明確化」実施結果報告書

- 1 実施期間 : 平成 年 月 日 ~ 月 日
- 2 実施者名 : ○○○○（協定の代表者）
- 3 積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積(ha)	測量延長(m)	備考

4 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

注1：「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載して下さい。

注2：「対象行為の具体的内容」には、「境界の測量」、「境界の確認」、「区域表示」等を記載して下さい。

5 対象行為実施箇所位置図

No.

注：対象行為の実施箇所を記入。実施箇所については、別途、成果を記した図面を添付する。

6 地域活動状況写真整理

活動	日付	

番号	
活動内容	

--

活動 番号	日付
活動内容	

--

活動 番号	日付
活動内容	

--

(別紙様式第4)

年 月 日

市 町 村 長 殿

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）の第7の2の(4)の規定に基づき、平成 年度の対象行為の実施結果について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」実施状況報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し

「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」実施状況報告書

1 実施期間 : 平成 年 月 日 ~ 月 日

2 実施者名 : ○○○○ (協定の代表者)

3 対象行為等実施状況

番号	日付	活動	対象行為の 実施箇所	対象行為の 具体的内容	対象行為 の実施者	備考

注1 : 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載して下さい。

注2 : 「対象行為の具体的内容」には、「簡易な側溝の設置」、「路盤補強」等を記載して下さい。

4 実行経費内訳報告書

区 分	金額 (円)	備 考
①人件費		
②交通運搬費		
③物品費		
④委託費		

⑤その他		
合 計		

※ 区分については適宜追加すること。

5 対象森林等位置図

No.

	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">対象森林</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">作業路網の改良活動 を行った箇所</td> </tr> </table>	対象森林	作業路網の改良活動 を行った箇所
対象森林			
作業路網の改良活動 を行った箇所			

6 地域活動状況写真整理

活動 番号	日付
活動内容	

--

活動 番号	日付

--

活動内容

--

活動 番号	日付
活動内容	

--

(別紙様式第5)

対象行為の確認野帳

対象森林の所在場所、林班又は森林経営計画の認定番号

上記森林に係る対象行為について、別紙のとおり確認しました。

現地確認日 平成 年 月 日
現地確認者 印
現地立会者 印

森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備

番号	交付対象者氏名	林小班名又は地番	適 否	備 考
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	
			適 ・ 否	

注：「適否」が否の場合は、備考欄にその理由を簡潔に記す。

(別紙様式第6)

平成 年度 森林整備地域活動支援交付金対象森林 標示票			
林小班又は地番		実施日	平成 年 月 日
対 象 行 為			
現地確認日 平成 年 月 日			
現地確認者			
現地立会者			

(別紙様式第7)

番 号
年 月 日

交付対象者（協定の代表者） 殿

市 町 村 長

森林整備地域活動支援交付金現地調査及び現地確認事前通知書

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第7の2の(5)のアの規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援交付金対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示して下さい。

（なお、当該確認に際しては、立会い方お願いします。）

注：（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会いを必要とする場合に付すこと。

記

1 現地確認の日時

平成 年 月 日 時

2 現地確認者

3 現地確認場所

区 分	林小班又は地番	備 考
森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備		

注：「備考」欄には、該当対象行為を行った交付対象者の氏名を記入する。

4 現地確認の方法

現地確認者が、現場に掲示された標示票により、協定の対象森林を確認し、現

場において、対象行為の実施状況の報告に基づき報告された対象行為が実施されているかの確認を行います。なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存します。

(別紙様式第8)

交 付 金 支 払 調 書

1 交付金交付日

2 「森林経営計画作成促進」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

3 「施業集約化の促進」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

4 「森林境界の明確化」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付を受ける者	交付額	振込先	摘要
	千円		

注：交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

5 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付を受ける者	交付額	振込先	摘要
	千円		

注：交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

(別紙様式第9)

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

都 道 府 県 知 事

平成 年度森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画書

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第8の2の(1)の規定に基づき、別紙のとおり提出（報告）する。

(別紙)

森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画書
(都道府県推進事務分)

1. 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画の概要

事業実施 主 体	区 分	対 象 市町村数	事業の内容	実施量	単価	事業費	負担区分			備 考
							森林整備地域 活動支援推進 事務	都道府県費	市町村費	

- 注：1 区分は「都道府県推進事務」と記入する。
2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

2. 市町村説明会の開催計画

開 催 時 期	説 明 内 容	備 考

(別紙様式第10)

番 号
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

市 町 村 長

平成 年度森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画書

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第8の2の(2)の規定に基づき、別紙のとおり提出（報告）する。

(別 紙)

森林整備地域活動支援交付金推進事務実施計画書
(市町村推進事務分)

1. 森林整備地域活動支援推進事務実施計画（実績）の概要
別表記載のとおり。

2. 推進計画
地域説明会の開催計画

開催時期	説 明 内 容	備 考

3. 確認計画

(1) 書類審査計画

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

イ 「施業集約化の促進」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

ウ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

エ 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	審査	協定締結者数	審査件数	備考

(2) 現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。

2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。

3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4. 交付計画

(1) 「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(2) 「施業集約化の促進」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(3) 「森林境界の明確化」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交 付 額	備 考
件			

(4) 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に係る支払計画

支 払 先	交付対象面積	交 付 額	備 考
件			

(別表)

実施計画概要

事業実施 主 体	区 分	事業の 内容	実施量	単価	事業費	負担区分			備 考
						森林整備地域 活動支援推進 事務	都道府県費	市町村費	

注：1 区分は「市町村推進事務」と記入する。

2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

(別紙様式第11)

番 号
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

市 町 村 長

森林整備地域活動支援交付金実績報告書

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、m、円)

区 分		協定締結数	積算基礎森林面積	測量延長	交付額	うち国費
森林経営計 画作成促進	経営委託		【 []	/		
	共同計画等	()	【 [] ()	/		
	計	()	【 [] ()	/		
施業集約化 の促進	計	()	()	/		
森林境界の 明確化	森林境界の確認	()	{ }	/		
	森林境界の測量	()	{ }			
	計	()	{ }			
森林経営計 画作成・施 業集約化に 向けた条件 整備	森林経営計画作成 促進	()		/		
	施業集約化の促進	()		/		
	森林境界の明確化	()		/		
	計	()		/		
合 計		()				

注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は、原則整数止めとするが、「1m」

未満となる場合等の小数点以下の記載が必要な場合においては、小数点以下第3位以内を記入する。

- 2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、実施要領第4の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 () 書内数で、実施要領第4の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 [] 書内数で、実施要領第4の2の(7)のウの(ウ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 **【】** 書内数で記載する。
- 3 「施業集約化の促進」の「面積」欄は、実施要領第5の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 () 書内数で記載する。
- 4 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、実施要領第6の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 { } 書内数で記載する。
- 5 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数のメニューを含む協定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは () 内に記載する。

2. 推進事務における地域説明会の開催実績

開催時期	説 明 内 容	備 考

3. 確認実績

(1) 書類審査実績

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

イ 「施業集約化の促進」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

ウ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

エ 「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審 査 件 数	備 考

(2) 現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備 考

--	--	--	--

- 注：1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。
 2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
 3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4. 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業実施 主 体	区 分	事業の 内容	実施量	単価	推進事務費	負担区分			備 考
						森林整備地域 活動支援交付 金推進事務費	都道府県費	市町村費	

- 注：1 区分は「市町村推進事務」と記入する。
 2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

5. 支出別内訳

(単位：円)

都 道 府 県 費	市 町 村 費	計

- 注： 「都道府県費」欄には、国からの交付金により造成した資金からの取崩額を含む額を記載し、「計」欄の額は、上記1の「交付額」欄に記載した金額の合計並びに4の推進事務費欄の合計と一致させる。

(別紙様式第12)

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

都 道 府 県 知 事

森林整備地域活動支援交付金実績報告書

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、m、円)

区 分		市町村数	協定締結数	積算基礎森林面積	測量延長	交付額	うち国費
森林経営 計画作成 促進	経営委託型			【 】 []			
	共同計画等	()	()	【 】 [] ()			
	計	()	()	【 】 [] ()			
施業集約 化の促進	計	()	()	()			
森林境界 の明確化	森林境界の確認	()	()	{ }			
	森林境界の測量	()	()	{ }			
	計	()	()	{ }			
森林経営 計画作成 ・施業集 約化向け 備	森林経営計画作成 促進	()	()				
	施業集約化の促進	()	()				
	森林境界の明確化	()	()				
	計	()	()				
合 計		()	()				

注：1 「面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は、原則整数止めとするが、「1m」

未満となる場合等の小数点以下の記載が必要な場合においては、小数点第3位以内を記入する。

- 2 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、実施要領第4の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 () 書内数で、実施要領第4の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 [] 書内数で、実施要領第4の2の(7)のウの(ウ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 **【】** 書内数で記載する。
- 3 「施業集約化の促進」の「面積」欄は、実施要領第5の2の(7)のイの(イ)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 () 書内数で記載する。
- 4 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、実施要領第6の2の(7)のウの(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 { } 書内数で記載する。
- 5 「市町村数」は、該当メニューを実施した市町村数を記載する。なお、複数のメニューを実施した市町村は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは () 内に記載する。
- 6 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数のメニューを含む協定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは () 内に記載する。

2. 市町村説明会の開催実績

開催時期	説明内容	備考

3. 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業実施主体	区分	対象市町村数	事業の内容	実施量	単価	推進事務費	負担区分			備考
							森林整備地域活動支援交付金推進事務費	都道府県費	市町村費	

注：1 区分は「都道府県推進事務」又は「市町村推進事務」と記入する。

2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

4. 支出別内訳

(単位：円)

資金取崩額	都道府県費	市町村費	計

注：「計」欄の額は、上記1の「交付額」欄の金額の合計並びに3の推進事務費欄の合計と一致させる。

(別紙様式第13)

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

都 道 府 県 知 事

平成 年度森林整備地域活動支援基金実施状況報告書

森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

(別紙)

(平成 年 月 日現在)

1 基金保管実績

(単位：円)

基金名					
年度当初 基金残高 ①	基金 運用益 ②	返還金 ③	基金 取崩額 ④	国庫 返納額 ⑤	年度末 基金残高 ①+②+③ -④-⑤

(別紙様式第14)

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

都 道 府 県 知 事

平成 年度森林整備地域活動支援交付金交付決定前着手届

このことについて、森林整備地域活動支援交付金事業に着手したいので、別記条件を了承の上、下記のとおり提出する。

記

1. 事業費
2. 事業主体
3. 着手予定年月日
4. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は事業主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

(別記2)

推進事務の対象となる経費について

1 都道府県推進事務

区 分	内 容
賃 金	臨時雇用賃金
印 刷 費	資料等印刷費
会 議 費	茶菓等購入費、会場借料等
旅 費	指導・調査旅費、連絡旅費
連 絡 費	郵送料等
消 耗 品 費	消耗品購入費

2 市町村推進事務

区 分	内 容
賃 金	臨時雇用賃金
委 託 費	現地確認等補助作業及び地域説明会委託費
印 刷 費	資料等印刷費
会 議 費	茶菓等購入費、会場借料等
旅 費	指導・調査旅費、連絡旅費
連 絡 費	郵送料等
賃 借 料	自動車、パソコン等賃借料
消 耗 品 費	消耗品購入費